

# こんな制度があります

## 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当とは、`家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。



### 手当を受給できる方

手当を受けることができる方は、身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童の父か母、または父母に代わって児童を養育している方で、父母が共に児童を監護している場合は、主として生計を維持している方に支給されます。次のような場合は手当が支給されません。

- ① 児童がイ、日本国内に住所がないとき
- ロ、障害を支給事由とする年金を受給できるとき
- ハ、「障害等級表」に該当する障害を有しなくなったとき
- ニ、児童福祉施設や心身障害者援護施設に入所したとき
- ② 父母または養育者(受給者)がイ、日本国内に住所がないとき

### 手当を受ける手続き

- 役場福祉課へ次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。
- ① 請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 障害認定診断書(役場福祉課にあります)

イ、身体障害手帳や療育手帳を持っている場合は省略できることがあります。

ロ、知的障害の診断については、できる限り児童相談所、精神保健センター等の医師または精神科の診療経験を有する医師に依頼してください。

④ その他必要な書類 ※印鑑を必ず持参してください。

### 手当の支払い

知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分から手当が支給されます。

4月・8月・11月の年3回、支払月の前月までの分(例えば12月3月分が4月期に)が、受給者が指定した郵便貯金口座に振り込まれます。振込の日は毎月11日ですが、11日が土・日や祝日にあたる場合は、順次繰り上がって支払いになります。

### 手当の額

この手当は児童の数と級に応じて支給されます。

児童1人あたりの月額	
1級 (重度障害児)	2級 (中程度障害児)
50,350円	33,530円

(平成7年4月現在)

## 消防署からのお知らせ

### 危険物タンク

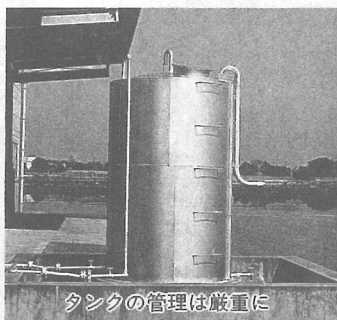
### 油流出事故防止について

最近県内において、危険物タンクから油類が流出するといった事故が発生しています。

流出事故は、災害の危険のみならず、上水道、農工業用水、水産資源などにも悪影響を及ぼす恐れがあり、また、流出した油の回収、除去には多くの費用と労力を要することになります。

そこで、これらの事故の実態から、特に野菜ハウスなどで暖房用燃料に油を使用されている方は、次の事項について注意いただきたくご協力をお願いいたします。

- 灯油200リットル以上、重油400リットル以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、届出が必要となりますので、済んでいない方は速やかに届出てください。
- 油タンクの地盤面の周囲には、油が漏れても流出しないように防油堤を設置することになります。



- タンクは、地盤などにより容易に転倒又は落下しないように設置してください。
- 万が一、流出事故が起きたしまった場合は、直ちに消防署及び役場までご連絡ください。
- 問合せ先 八日市場市外三町消防組合予防課(☎72-0119)

### 所得制限

### 支給制限

手当を受ける方、または手当を受ける方と生計を同一にする

方(配偶者等)の前年の所得が限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。  
※お問い合わせは、役場福祉課(☎82-1111内線255)へ。